静岡県告示第194号

介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱（平成18年静岡県告示第829号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月27日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

別表４中「5,533,000」を「5,714,500」に、「5,030,000」を「5,195,000」に、「4,869,040」を「5,028,760」に、「4,426,400」を「4,571,600」に、「2,434,520」を「2,514,380」に、「2,213,200」を「2,285,800」に、「5,311,680」を「5,485,920」に、「4,828,800」を「4,987,200」に、「4,024,000」を「4,156,000」に、「2,012,000」を「2,078,000」に、「1,106,600」を「1,142,900」に、「1,006,000」を「1,039,000」に改める。

附　則

１　この告示は、平成30年４月１日から施行する。

２　この告示の施行前にこの告示による改正前の介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。